

福岡地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の処分取消請求事件

国側当事者・国(小倉税務署長)

令和6年3月27日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	小倉税務署長 小嶋 理江
同指定代理人	井垣 成一
同	一丸 聖
同	鐘ヶ江 宏樹
同	橋村 健太
同	阿部 正行
同	松隈 一雅
同	酒井 雅志
同	金谷 真弓
同	菊元 優子
同	松村 宏太

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

小倉税務署長が令和4年4月15日付けで原告に対してした、原告の令和2年分の所得税及び復興特別所得税の更正請求に対して更正すべき理由がない旨の処分(以下「本件通知処分」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、令和2年度の所得税及び復興特別所得税に関し、上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得等の金額を含めずに確定申告書(以下「本件確定申告書」といい、これに係る確定申告を以下「本件確定申告」という。)を処分行政庁に提出した後、本件確定申告には上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得等の金額の申告漏れがあるとして更正請求書(以下「本件更正請求書」といい、これに係る更正の請求を以下「本件更正請求」という。)を提出したが、

処分行政庁から、更正をすべき理由がないとの通知処分（本件通知処分）を受けた。

本件は、原告が、本件通知処分が違法であるとして、被告を相手に、その取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙「関係法令の定め」のとおり（以後、別紙で定義した略称は、特に断りなく使用する。）

3 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告の取引

ア 弁護士である原告は、令和2年12月31日時点で、A証券株式会社北九州支店及びB証券株式会社北九州支店に、それぞれ上場株式等保管委託契約に基づく特定口座（これらの特定口座を併せて以下「本件各特定口座」という。）を開設していた。本件各特定口座は、措置法（令和5年法律第3号及び令和3年法律第11号による改正前の租税特別措置法）37条の11の4第1項所定の源泉徴収等の特例の適用を受けている特定口座（源泉徴収選択口座）である（別紙関係法令の定め2（2）ウ。乙3の8・9枚目）。

イ 原告は、令和2年中、本件各特定口座において上場株式等の譲渡（以下「本件譲渡」という。）をし、これにより、合計7548万0990円の譲渡損失（以下「本件譲渡損失」という。）が生じた（別表2「上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄及び乙3の8・9枚目の各「③差引金額（譲渡所得等の金額（①－②）」欄）。

また、原告は、同年中に、本件各特定口座において、上場株式等の配当等として合計2464万1254円を受け入れた（以下、当該配当等を「本件配当等」、本件配当等に係る所得を「本件配当所得」という。）。

（2）本件確定申告

原告は、処分行政庁に対し、令和3年3月11日、別表1の「確定申告」欄のとおり、本件譲渡損失及び本件配当等の金額を含めず、本件確定申告書を提出した（乙2）。

（3）本件更正請求

原告は、処分行政庁に対し、令和4年1月31日、別表1の「更正の請求」欄のとおり、本件配当等から本件譲渡損失を差し引いた5083万9736円が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額であるとする本件更正請求書を提出し、令和2年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求（本件更正請求）をした（甲1、乙3）。

（4）本件通知処分

処分行政庁は、令和4年4月15日付けで、本件更正請求に対し、給与所得の金額及び雑所得の金額の計算に誤りがあるとして、別表1の「更正処分」欄のとおり、令和2年分所得税等の更正処分（減額）（以下「本件減額更正処分」という。）をしたが、本件譲渡損失及び本件配当等については、本件確定申告から除外することを選択したものであるから、更正の請求をすることができないとして、本件通知処分をした（乙1、4）。

（5）審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、令和4年6月28日、本件通知処分を不服として、審査請求をした（甲2）。

国税不服審判所長は、令和5年2月13日付けで、原告の審査請求を棄却する裁決をした（甲2）。

(6) 本件訴訟の提起

原告は、令和5年5月24日、本件訴訟を提起した。

4 原告の令和2年分所得税等の課税標準等及び税額等

後記5の争点について被告の主張が採用された場合（具体的には、本件確定申告において本件譲渡損失及び本件配当等の金額を含めなかった場合）における原告の令和2年分所得税等の課税標準等及び税額等は、別表1の「更正処分」欄以下の項目記載のとおりであり、このことは、当事者間に争いが無い。

5 争点及び当事者の主張

(1) 本件更正請求が更正の請求の要件を満たすか

(原告の主張)

ア 税法においては、納税者の自立的な自己申告制を基本とし、税額が増額する場合は修正申告により、税額が減額する場合は更正の請求により是正することとしている。この納税者の自主制を基本とする制度の下では、税額が減額する更正の請求の場合、その事実が認められる限り、納税者の請求をそのまま認めるべきであるから、更正の請求が認められるための要件は、税額が減額する事実が認められるか否かのみである。そのため、本件更正請求は更正の請求の要件を満たすものといえる。

イ 本件各特定口座における本件譲渡損失は、仕組債による損失であり、株式の償還を受けた際、当初の株価と株式償還の際の株価の差額が損として発生するという通常では考え難い仕組みであった。

そのため、原告は、本件確定申告において本件譲渡損失を全く認識しておらず、弁護士業務関係の収入等について本件確定申告をした。もっとも、令和3年に本件各特定口座において相当の利益が出たことから、原告は、証券会社から、本件譲渡損失によって当該利益を相当減額できるのではないかとアドバイスを受け、本件更正請求をした。

更正の請求は、私人の公法行為であり、民法の規定が原則として準用され、過大な申告の場合は更正の請求において是正されることが予定されている。本件は、原告に本件譲渡損失の認識がなかったため、それを控除するという税額計算をせずに誤った本件確定申告をしたのであるから、確定申告における特例適用の選択や失念が問題となる事例ではなく、錯誤による申告により、更正の請求が認められるべき事案である。

ウ また、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）による改正（以下「平成23年12月税制改正」という。）により、当初申告要件がある措置のうち当該目的・効果や課税の公平の観点から事後的に適用を認めても問題ないものについて、当初申告要件を廃止し、所定の書類を添付することにより事後的に更正の請求が認められることとされた。そして、当初申告要件が廃止されたものには、本件のような損益通算後の損失について起こり得る「純損失の繰越控除」が挙げられているのであるから、この改正の趣旨（当該目的・効果や公平の観点）を踏まえ、本件更正請求を認めるべきである。

エ 以上からすれば、原告の本件更正請求は更正の請求の要件を満たしており、それにもかかわらずされた本件通知処分は違法であり、取り消されるべきである。

(被告の主張)

ア 更正の請求が認められるのは、通則法23条所定の要件を満たす場合に限られ、申告内

容に誤りがある場合の全てについて認められるものではない。

そして、更正の請求は、申告内容の過誤から生じる納税者の不利益を救済するため、租税行政の法的安定の要請を一定の要件の下に制限する趣旨のものであり、これに加え、通則法 23 条の規定の文言等に照らすと、通則法 23 条 1 項 1 号の「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあつたこと」のいずれかに該当することにつき、納税者側が主張立証責任を負う。

イ 原告は、自らの選択により源泉徴収選択口座を開設し、令和 2 年中に当該口座内で本件譲渡損失を生じ、本件配当等を受け入れた。本件確定申告不要制度を適用するか否かは、原告の選択に委ねられていたのであるから、原告がいずれの選択をして確定申告したとしても、当該申告は所得税法等の国税に関する法律の規定に従った適法な確定申告となる。

そのため、本件確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算に誤りはなく（本件減額更正処分により是正した点を除く。）、本件更正請求は、更正の請求の要件を満たさない。

ウ 更正の請求の要件を満たすか否かは、税法及び関係資料に照らして客観的に判断すべきである。そして、更正の請求は、納税者が申告書の提出により一旦確定した納税義務を自己に有利に修正するための例外的な制度であり、既に行われた納付、徴収手続等の効力に影響を及ぼし、手続の安定を害することからすれば、その要件を安易に緩和ないし拡張することは妥当ではない。

また、通則法 23 条 1 項は錯誤を理由とする更正の請求を認めておらず、措置法 8 条の 5 及び同法 37 条の 11 の 5 において、確定申告に当たって上記規定の特例の適用を選択することができなかつた特別な事情等がある場合に、確定申告後においても当該特例の適用を選択することができるとする旨の宥恕規定がない。

加えて、措置法 8 条の 5 第 2 項及び同法 37 条の 11 の 5 第 2 項は、納税者が、措置法 8 条の 5 第 1 項及び同法 37 条の 11 の 5 第 1 項の規定に該当する配当等又は譲渡損失を、総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額に含めて申告をするか否かを確定申告書の提出によって明示しなかつた場合であっても、納税者が当該特例を選択した場合と同様、決定に係る課税標準等に含めない取扱いとしている。そのため、仮に、当初の申告において上記配当等又は譲渡損失を総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額に含めなかつたことが、当該納税者の明確な意思に基づくものではなかつたとしても、その後に当該納税者が、上記配当等又は譲渡損失を総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額に含むこととして更正の請求をすることは許されないものと解される。

エ 平成 23 年 12 月税制改正により、当初申告要件がある措置のうち、当該措置の目的・効果や課税の公平の観点から、事後的な適用を認めても問題のない 21 項目については、当初申告要件を廃止し、所定の書類を添付することにより、事後的に更正の請求により特例の適用が認められるようになった。

しかし、平成 23 年 12 月税制改正後において当初申告要件が廃止された 21 項目の中には、源泉徴収選択口座における上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の規定は含まれていない。

したがって、平成23年12月税制改正を踏まえても、本件更正請求は認められない。
オ 以上からすれば、本件更正請求は通則法23条1項1号所定の更正の請求の要件を満たさないのであるから、本件通知処分は適法である。

(2) 事実関係の調査をしなかったことによる本件通知処分の違法性の有無

(原告の主張)

本件において、原告が本件譲渡損失を認識していなかったにもかかわらず、処分行政庁は、本件通知処分において、原告が本件譲渡損失を除外する選択をして本件確定申告を行ったものとした。

したがって、本件通知処分は、原告が本件譲渡損失を認識していたか否かに関する事実関係の調査を全くしていないという重大かつ明白な違法があり、取り消されるべきである。

(被告の主張)

処分行政庁は、通則法23条4項に基づき、本件更正請求に係る課税標準等又は税額等について、本件確定申告書及び本件更正請求書の記載内容並びにこれらの添付書類を検討し、通則法、所得税法及び措置法の解釈適用を経た結果、給与所得の金額及び雑所得の金額に誤りがあったため本件減額更正処分をするとともに、本件確定申告は所得税法及び措置法の各規定に従った適法な申告であるため、通則法23条1項に基づく更正の請求をすることはできないとして本件通知処分をした。

本件確定申告が措置法8条の5第1項及び同法37条の11の5第1項の規定に従った適法な申告か否かについては、税法及び関係資料に照らし客観的に判断するものであり、本件配当所得及び本件譲渡損失の各金額を含めなかったことが、原告の認識不足といった主観的な事情によるものか否かによってその判断が左右されるものではない。

したがって、原告が主張するような申告の前提事情等について調査が不十分とする原告の主張には理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件更正請求が更正の請求の要件を満たすか)について

(1) 更正の請求の要件

ア 通則法23条は、①納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときや当該申告書に記載した純損失等の金額が過少である場合等、同条1項各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨(1項)、②税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する旨(4項)を規定する(別紙関係法令の定め3)。

したがって、税務署長が、更正の請求に基づき、当該申告書に係る課税標準等又は税額等についての更正をするには、当該更正の請求が通則法23条1項所定の上記要件を満たす必要があると解される。

イ これに対し、原告は、更正の請求が認められるためには、税額が減額する事実があれば足りる旨を主張する。

しかし、原告の上記主張は、通則法23条1項の規定に反する独自の見解というべきであり、採用することができない。

(2) 本件について

ア 所得税法120条1項の規定により所得税の確定申告書を提出する義務のある居住者等は、原則として、①総所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額に、②利子所得の金額又は配当所得の金額を含めて所得税の確定申告をしなければならず（措置法8条の4第1項）、③上場株式等に係る譲渡所得等は、他の所得と区別して計算して申告及び納税をしなければならない（措置法37条の11）。もっとも、④措置法8条の5第1項各号に規定する配当等に係る配当所得等の金額及び⑤措置法37条の11の5第1項に規定する源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収選択口座）内において生じた上場株式等の譲渡による所得の金額又は損失の金額については、例外的に、④を①総所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額から、⑤を③その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡損失の金額から、それぞれ除外することができるとされている（本件確定申告不要制度。別紙関係法令の定め2（1）イ及び2（2）エ）。したがって、納税者は、確定申告をするに当たり、⑦本件確定申告不要制度を用いない場合には、上場株式等の配当等や譲渡による所得又は損失の金額を含めて確定申告を行い、⑧本件確定申告不要制度を用いる場合には、これらを除外して確定申告を行うことのみで足りるのであり、本件確定申告不要制度を利用するか否かは、専ら確定申告時における納税者の自由な選択に委ねられているといえることができる。

そして、措置法8条の5第2項及び措置法37条の11の5第2項は、通則法25条に規定する決定をする場合（その後の更正（通則法24条）及び再更正（通則法26条）をする場合を含む。）においては、措置法8条の5第1項の規定に該当する配当所得等の金額及び措置法37条の11の5第1項各号所定の損失は、当該決定等における課税標準等及び税額等には含まれないものとする旨を規定する（別紙関係法令の定め2（1）イ及び2（2）エ）。そのため、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合（通則法25条）には、④措置法8条の5第1項各号に規定する配当等に係る配当所得等の金額及び⑤措置法37条の11の5第1項に規定する源泉徴収選択口座内において生じた上場株式等の譲渡による所得の金額又は損失の金額について、当該者が上記④の方法により確定申告をしなかったのか、単に無申告であるかの区別ができないが、措置法8条の5第2項及び措置法37条の11の5第2項は、上記④の場合と同様に、本件確定申告不要制度を適用することとしているのである。

以上を踏まえると、納税申告書を提出する義務があると認められる者が、確定申告において、措置法8条の5第1項各号に規定する配当等に係る配当所得等の金額及び同法37条の11の5第1項に規定する源泉徴収選択口座内において生じた上場株式等の譲渡による所得の金額又は損失の金額を含めずに申告した場合には、その者は、本件確定申告不要制度を利用したものとして、当該配当所得等の金額を総所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額から、当該上場株式等の譲渡による所得の金額又は損失の金額をその年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは上場株式等に係る譲渡損失の金額から、それぞれ除外することになるのであり、本件確定申告不要制度を利用しなかった場合に比して納付すべき税額が多額になったとしても、このことは、通則法23条1項にいう「国税

に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあつたこと」のいずれにも該当しないと解するのが相当である。

したがって、納税者が本件確定申告不要制度を利用して確定申告をした場合には、たとえ本件確定申告不要制度を利用しなかった場合に比して納付すべき税額が多額になったとしても、納税者としては、そのことを理由に通則法２３条１項に基づく更正の請求をすることはできないと解すべきである。

イ これを本件についてみると、前提事実によれば、原告は、令和２年中に、本件各特定口座において、本件譲渡により本件譲渡損失を生じ、かつ、本件配当所得を生じた（前提事実（１）イ）が、本件確定申告において、本件譲渡損失及び本件配当等の金額を含めずに申告した（前提事実（２））のであるから、本件確定申告は、本件確定申告不要制度を利用してされたものであることとなる。

そうすると、原告が、本件確定申告において、本件譲渡損失及び本件配当等の金額を含めずに申告したことは、本件減額更正処分がされた給与所得の金額及び雑所得の金額を除く部分において、通則法２３条１項にいう「当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあつたこと」のいずれにも該当せず、原告としては、そのことを理由に通則法２３条１項に基づく更正の請求をすることはできない

したがって、本件更正請求は、通則法２３条１項所定の要件を満たすものとはいえない。

（３）原告の主張について

ア これに対し、原告は、本件譲渡損失の認識がなかったため、それを控除するという税額計算をせずに誤った本件確定申告をしたのであるから、錯誤による申告により、本件更正請求を認めるべきであると主張する。

しかし、前提事実によれば、原告は、①本件各特定口座において本件譲渡（上場株式等の譲渡）を行っていた（前提事実（１））のであり、②原告の主張によっても、原告が購入した仕組債は、株価が購入時より一定の割合を超えて下落した時は、株式の償還がされ、その時点における当該株式の価額と購入時の価額との差額が損失になるというのであるから、当該時点で本件譲渡損失が発生したことを認識することができたものと推認することができる。そして、前記（２）のとおり、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合においても、本件確定申告不要制度が適用されるのであるから、原告が本件譲渡損失及び本件配当等の金額を除外して本件確定申告をした以上（前提事実（２））、原告が本件確定申告不要制度を選択したものとされるのは、当然である。そして、前記（１）・（２）のとおり、通則法２３条１項は、申告内容の錯誤があることのみを理由とする更正の請求を認めていないのであるから、原告主張の上記事情のみをもって、更正の請求の要件を満たすとはいえない。

イ 次に、原告は、平成２３年１２月税制改正により、当初申告要件を廃止し、所定の書類を添付することにより事後的に更正の請求が認められることとされた趣旨からすれば、本件更正請求を認めるべきであると主張する。

しかし、平成２３年１２月税制改正後において当初申告要件が廃止された２１項目中に本件確定申告不要制度に関する規定は含まれていない。また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除をするためには、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に

関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出するなど、措置法37条の12の2第1項、5項、7項等所定の要件を満たす必要があるのであるから、平成23年12月税制改正によって一定の項目につき当初申告要件が廃止されたことをもって、本件更正請求が更正の請求の要件を満たすものであると認めることはできない。

ウ したがって、原告の上記主張は、いずれも採用することができない。

(4) 小括

以上によれば、原告が本件譲渡損失及び本件配当等について更正の請求をすることができないとした本件通知処分は、適法である。

2 争点(2)(事実関係の調査をしなかったことによる本件通知処分の違法性の有無)について

(1) 原告は、本件通知処分において、原告が本件譲渡損失を認識していなかったという事実関係の調査を処分行政庁が全く行っていないという重大かつ明白な違法があり、本件通知処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、前記1のとおり、本件確定申告不要制度の利用の有無は、確定申告の有無及びその内容によって判別されるところ、原告は、株式譲渡の時点で本件譲渡損失が発生したことを認識することができたものと推認することができ、その上で本件譲渡損失及び本件配当等の金額を除外して本件確定申告をしたものである(前提事実(2))。

そうすると、処分行政庁は、本件通知処分をするに当たり、原告が本件確定申告不要制度の利用に至った経緯等の事実関係を調査すべき義務を負うものではなく、当該事実関係の調査を行わなかったことが本件通知処分の違法事由に該当するとはいえない。

(2) したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

3 本件通知処分の適法性

以上によれば、本件通知処分は、適法であるから、原告の請求は、理由がないこととなる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 林 史高

裁判官 柴田 啓介

裁判官 本城 伶奈

別紙 関係法令の定め

1 確定申告

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が各種所得控除の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から所定の所得控除後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして所得税法89条の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、所定の事項を記載した申告書を提出しなければならない(所得税法(令和3年3月法律第11号による改正前のもの。以下同じ。)120条)。

2 確定申告不要制度

(1) 上場株式等に係る配当所得等の申告等に係る制度

ア 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

居住者等が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法23条1項に規定する利子等又は同法24条1項に規定する配当等(以下「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同法22条等の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する(租税特別措置法(ただし、令和5年3月法律第3号及び令和3年3月法律第11号による改正前のもの。以下同じ。以下「措置法」という。)8条の4第1項)。

イ 確定申告を要しない配当所得等

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等で措置法8条の5第1項各号所定の配当等を有する居住者等は、同年以後の各年分の所得税については、同法120条等に規定する総所得金額、配当控除の額等又は上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法120条等の規定を適用することができる（措置法8条の5第1項。以下この規定に基づく特例措置を「本件確定申告不要制度（配当）」という。）。

上記居住者等の平成28年以後の各年分の所得税について国税通則法（以下「通則法」という。）25条の規定による決定（当該決定に係る同法24条又は26条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する利子所得の金額、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額並びに同項の規定に該当する分配時調整外国税相当額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする（措置法8条の5第2項）。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の申告等に係る制度

ア 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

居住者等が、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による譲渡所得等については、所得税法22条等の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額等の金額として政令で定めるところにより計算した金額に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する（措置法37条の11第1項）。

イ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

居住者等が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得等の金額と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする（措置法37条の11の3第1項）。

ウ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例

居住者等に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済（以下「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等は、当該居住者等から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時まで、当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の長に特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に100分の15の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、これを国に納付しなければならない（措置法37条の11の4第1項）。

エ 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得

その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者等で、当該源泉徴収選択口座につき、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき租税特別措置法37条の11の3第1項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得等の金額の計算上生じた損失等を有するものは、その年分の所得税については、措置法37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額等を除外したところにより、確定申告をすることができる(措置法37条の11の5第1項。以下この規定に基づく特例措置を「本件確定申告不要制度(譲渡)」といい、本件確定申告不要制度(配当)と併せて以下「本件確定申告不要制度」という。)

上記居住者等のその年分の所得税について通則法25条の規定による決定(当該決定に係る同法24条又は26条の規定による更正を含む。)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする(措置法37条の11の5第2項)。

3 更正の請求

納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときや当該申告書に記載した純損失等の金額が過少である場合等には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる(通則法23条)。

以上

別表1 課税の経緯(所得税及び復興特別所得税)

項目	区分	確定申告	更正の請求	更正処分	通知処分	審査請求	裁 決
	年月日等	法定申告期限内	令和4年1月31日	令和4年4月15日	令和4年4月15日	令和4年6月28日	令和5年2月13日
	総所得金額	6,191,756	6,191,756	6,089,355	更正をすべき理由がない旨の通知処分	6,089,355	棄 却
内 訳	事業所得の金額	440,890	440,890	440,890		440,890	
	給与所得の金額	3,040,800	3,040,800	2,938,400		2,938,400	
	雑所得の金額	2,710,066	2,710,066	2,710,065		2,710,065	
	翌年以後に繰り越される 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	—	50,839,736	—		50,839,736	
	所得税等の 源泉徴収税額	483,673	483,673	483,673		483,673	
	所得税等の 納付すべき税額	161,200	161,200	140,400		140,400	

別表 2 省略